（株式会社商工組合中央金庫に関する行政庁の権限委任等）

第六条　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、株式会社商工組合中央金庫に対する法第二十条及び第二十一条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限に限る。）を行使する場合においては、それぞれ単独でその権限を行使することを妨げない。

2　前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を他の同項に規定する行政庁に通知するものとする。

3　金融庁長官は、株式会社商工組合中央金庫に対する金融庁長官検査等権限を、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

4　第二条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で株式会社商工組合中央金庫の本店以外の営業所その他の施設に対するものについて準用する。

（法定受託事務等）

第七条　第三条第五項及び第六項並びに第四条第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2　第三条第五項本文又は第四条第四項本文の場合における法第二十条及び第二十一条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、法第二十条及び第二十一条第一項中「行政庁」とあるのは、「都道府県知事」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（令和六年政令第二十号）	第三条第五項及び第六項並びに第四条第四項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

3　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号。次項において「口座管理法」という。）

附則第十六条第一項に次の一号を加える。

十六　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行令（令和六年政令第二十号。次項において「口座管理法施行令」という。）第四条第二項、第四項及び第六項を除く。）

附則第十六条第二項の表休眠預金等活用法第五十条第四号の項の次に次のように加える。

口座管理法第二十五条第三号	同法第九十八条第一項に規定する行政庁
	農林水産大臣及び内閣総理大臣

附則第十六条第二項の表に次のように加える。

口座管理法施行令第四条第三項	主たる事務所
	本店又は主たる事務所

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融サービスの提供に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令

目次中「―第四十八条」を削り、「第四章　犯則事件の調査等（第四十九条）」を「第四章　雑則（第四十四条―第四十九条）」に改める。

第一条中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に、「第二条」を「第二条第一項から第五項まで」に改める。

第十五条中「この章」の下に「及び次章」を加え、「「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」」及び「「貸金業貸付媒介業務」」を削り、「から第八項まで」を「、第四項又は第六項から第八項まで」に改め、「、預金等媒介業務、保険媒介業務」及び「、貸金業貸付媒介業務」を削り、同条に次の一項を加える。

2　この章において「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」又は「貸金業貸付媒介業務」とは、それぞれ法第十一条第二項、第三項又は第五項に規定する預金等媒介業務、保険媒介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。